

# 一管区水路通報第37号

令和2年9月25日

第一管区海上保安本部

第508項	北海道南岸	函館港	掘下げ等作業(時間変更)
第509項	北海道南岸	函館港	灯浮標廃止
第510項	北海道南岸	函館港	救難訓練
第511項	北海道南岸	函館港	小型船舶操縦訓練
第512項	北海道南岸	恵山岬東南東方	射撃訓練
第513項	北海道南岸	襟裳岬南方	射撃訓練
第514項	北海道南岸	襟裳岬西方	射撃訓練
第515項	北海道南岸	襟裳岬南南東方～納沙布岬南方	海洋調査
第516項	北海道南岸	釧路港南西方～落石岬南方	海洋調査
第517項	北海道南岸	厚岸湾南東方	魚礁設置作業
第518項	北海道南岸	霧多布港	小型船舶操縦訓練
第519項	北海道西岸	小樽港	潜水訓練
第520項	北海道西岸	小樽港	岸壁等改修工事
第521項	北海道西岸	寿都港	潜水調査
第522項	北海道周辺		船舶気象通報一時業務休止(中止)
第523項	北海道周辺		船舶気象通報一時業務休止
第524項	北太平洋北西部		水路測量
第525項	北太平洋北西部		海洋調査

お 知 ら せ

- 函館港における大型客船の受け入れ拡大に向けた岸壁整備及び航路体系の見直しに伴い、令和2年9月26日から航路等を変更します。  
概要については末尾のリーフレットをご覧ください。

※水路通報の内容については、インターネットで入手できます。

インターネットアドレス <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/tuho/index.html>

一管区水路通報や水路図誌に関するお問い合わせは下記へどうぞ。

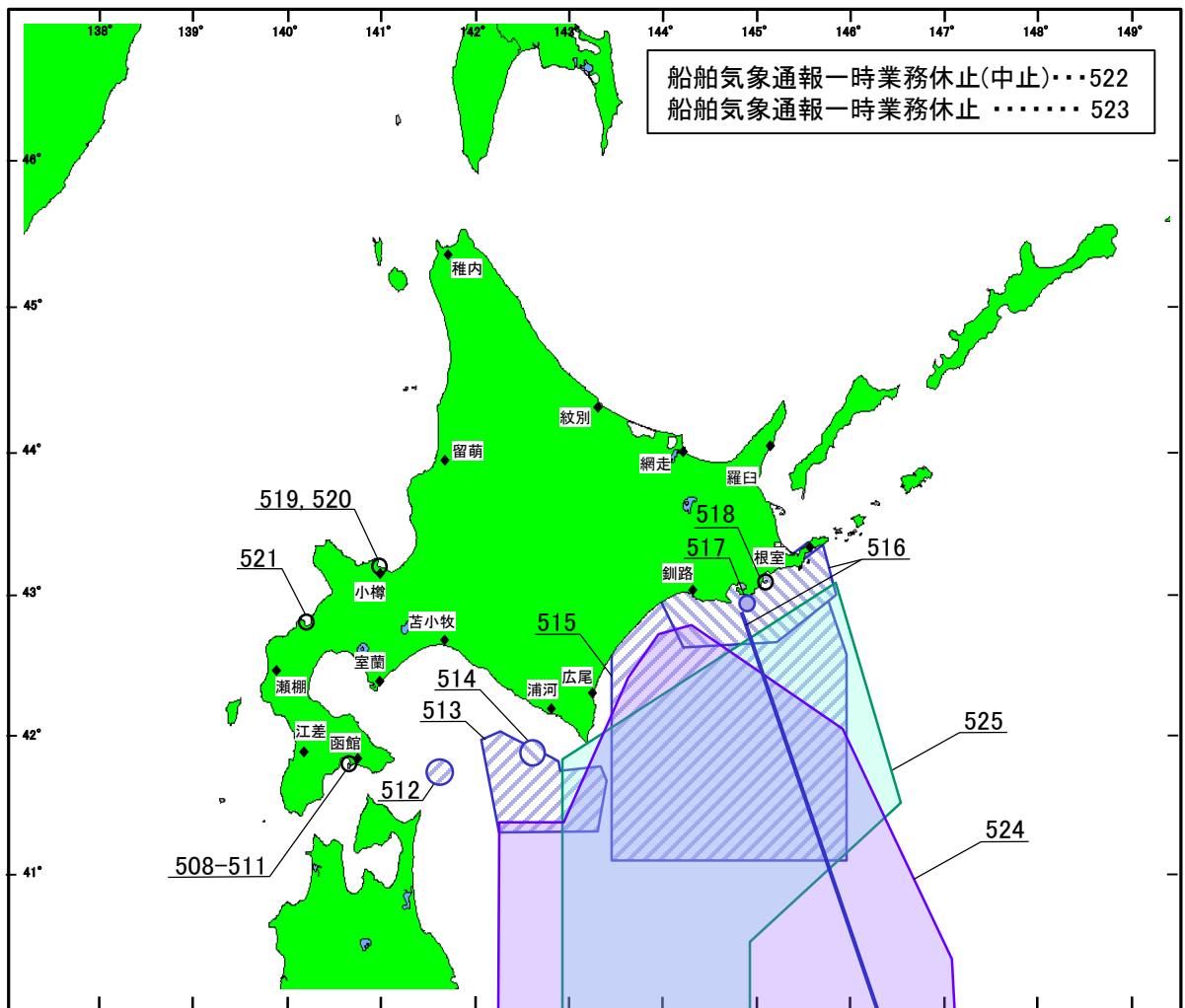
第一管区海上保安本部海洋情報部 監理課 情報係

〒047-8560 小樽市港町5番2号 小樽地方合同庁舎(5階)

TEL (0134)27-0118(内線2515) FAX (0134)27-6190

インターネットアドレス <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/mailform.html>

# 索引図



## 事項別索引

訓練・試験関係	-----	510、511、512、513、514、 518、519
航路標識関係	-----	509、522、523
港湾施設関係	-----	508、520、521
海洋調査関係	-----	515、516、524、525
漁業関係	-----	517

2年508項 北海道南岸 ー 函館港、第1区及び第2区 掘下げ等作業(時間変更)

一管区水路通報元年38号579項関連,一管区水路通報2年26号322項削除

下記区域で、作業船及び潜水士による掘下げ等作業が実施されている。

期 間 令和2年7月13日～11月30日 0500～1900

区 域 下記6地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域

(1) 41-46-20N 140-43-19E (岸線上)

(2) 41-46-18N 140-43-08E

(3) 41-46-28N 140-42-50E

(4) 41-46-48N 140-42-55E

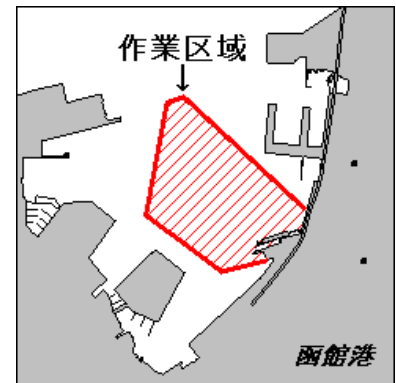
(5) 41-46-49N 140-42-59E

(6) 41-46-29N 140-43-28E (岸線上)

備 考 潜水作業中、国際信号旗「A」旗掲揚

海 図 W6

出 所 函館港長



2年509項 北海道南岸 ー 函館港、第3区 灯浮標廃止

一管区水路通報2年35号477項削除,一管区水路通報2年35号478項削除

下記のとおり、灯浮標2基が廃止・撤去された。

1 名 称 函館港第二号灯浮標

位 置 41-47-41N 140-42-24E

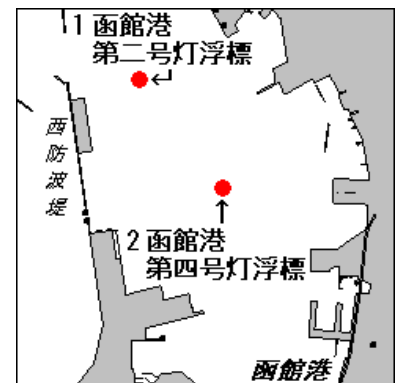
2 名 称 函館港第四号灯浮標

位 置 41-47-15N 140-42-51E

海 図 W6-W9

参照書誌 411 0022番、0023番

出 所 函館海上保安部



2年510項 北海道南岸 ー 函館港、第4区、第5区 救難訓練

下記区域で、航空機による救難訓練が実施される。

期 間 令和2年10月9日、15日、27日、30日

1045～1145、1400～1500

区 域 41-48-15.7N 140-41-56.3E

を中心とする半径150mの円内

備 考 吊り上げ訓練を行う

海 図 W6

出 所 函館航空基地



2年511項 北海道南岸 — 函館港、第6区 小型船舶操縦訓練

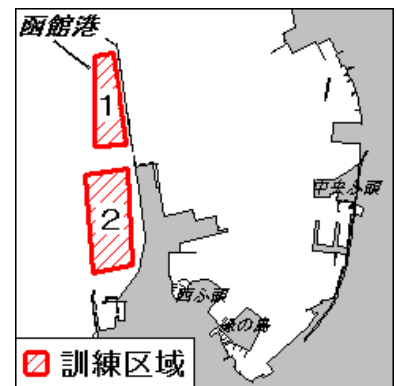
下記区域で、小型船舶操縦訓練が実施される。

- 期 間 令和2年10月9日～14日 0900～1600
- 区 域 1 下記4地点を結ぶ線により囲まれる区域
- (1) 41-47-37.0N 140-41-50.6E
  - (2) 41-47-38.1N 140-41-58.3E
  - (3) 41-47-10.7N 140-42-03.6E
  - (4) 41-47-10.0N 140-41-50.9E
- 2 下記4地点を結ぶ線により囲まれる区域
- (5) 41-47-01.7N 140-41-46.9E
  - (6) 41-47-03.3N 140-42-04.2E
  - (7) 41-46-34.7N 140-42-06.0E
  - (8) 41-46-32.2N 140-41-50.0E

備 考 訓練中、各区域内に浮標3基(約50m間隔)設置

海 図 W6

出 所 函館港長



2年512項 北海道南岸 — 恵山岬東南東方 射撃訓練

下記区域で、巡視艇による射撃訓練が実施される。

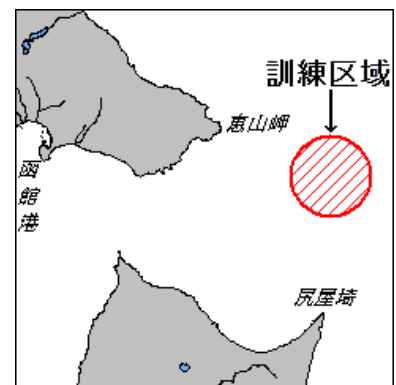
- 期 間 令和2年10月8日(予備日10月9日、12日) 1000～1700
- 区 域 41-43.0N 141-29.4E

を中心とする半径5海里の円内海域

備 考 訓練中、国際信号旗「NE4」旗掲揚

海 図 W10-JP10

出 所 函館海上保安部



2年513項 北海道南岸 — 襟裳岬南方 射撃訓練

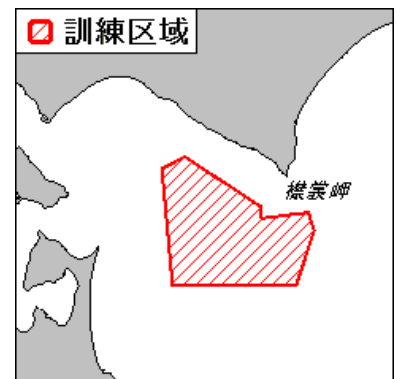
下記区域で、航空機による空対水射撃訓練が実施される。

- 期 間 令和2年10月1日～30日(土、日、祝日を除く)
- 0800～1700

- 区 域 下記8地点を結ぶ線により囲まれる区域
- (1) 41-38-14N 142-59-46E
  - (2) 41-40-45N 143-26-26E
  - (3) 41-33-10N 143-29-46E
  - (4) 41-10-10N 143-19-46E
  - (5) 41-10-10N 142-09-47E
  - (6) 41-59-09N 142-03-47E
  - (7) 42-04-09N 142-16-46E
  - (8) 41-43-09N 142-59-46E

海 図 W43

出 所 防衛省防衛政策局



2年514項 北海道南岸 ー 襟裳岬西方 射撃訓練

下記区域で、巡視艇による射撃訓練が実施される。

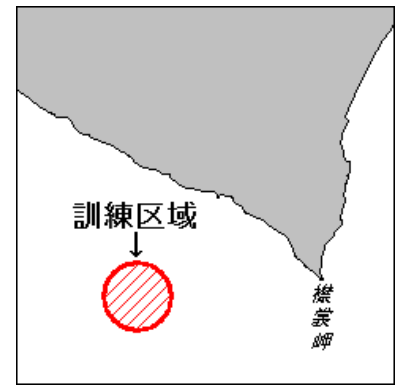
期 間 令和2年10月9日(予備日10月15日)0900~1700

区 域 41-53.0N 142-40.0E  
を中心とする半径5海里の円内

備 考 訓練中、国際信号旗「NE4」旗掲揚

海 図 W1030-JP1030

出 所 室蘭海上保安部



2年515項 北海道南岸 ー 襟裳岬南南東方~納沙布岬南方

海洋調査

下記区域で、調査船「北辰丸(255t)」による海洋調査が実施される。

期 間 令和2年10月1日~10月8日のうち5日間

区 域 下記5地点を結ぶ線及び海岸線に囲まれる区域

(1) 43-19.5N 145-44.8E (岸線上)

(2) 42-30.2N 145-59.8E

(3) 41-00.2N 145-59.8E

(4) 41-00.2N 143-29.8E

(5) 42-32.5N 143-29.8E (岸線上)

備 考 停船して観測機器を垂下する

海 図 W3

出 所 釧路水産試験場



2年516項 北海道南岸 ー 釧路港南西方~落石岬南方

海洋調査

下記区域で、調査船「北光丸(902t)」による海洋調査が実施される。

期 間 令和2年10月7日~20日

区 域 1 下記5地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域

(1) 43-19.8N 145-42.2E (岸線上)

(2) 43-00.0N 145-50.0E

(3) 42-40.3N 145-09.8E

(4) 42-38.0N 144-11.7E

(5) 42-54.2N 143-58.1E (岸線上)

2 下記2地点を結ぶ線上付近

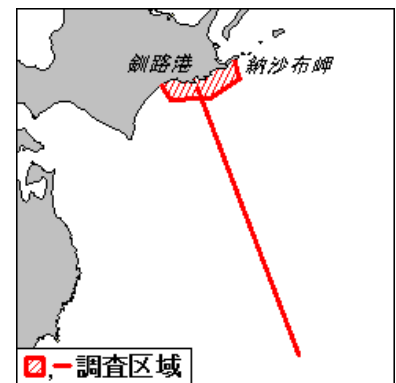
(6) 42-52.5N 144-48.8E

(7) 38-00.0N 147-15.0E

備 考 停船して観測機器を垂下する

海 図 W34-W1070

出 所 水産研究・教育機構



2年517項 北海道南岸 ー 厚岸湾南東方 魚礁設置作業

下記区域で、起重機船による魚礁の設置作業が実施される。

期 間 令和2年10月1日~12月10日 日出~日没

区 域 下記2地点付近

(1) 42-54-47N 144-56-22E

(2) 42-54-55N 144-56-45E

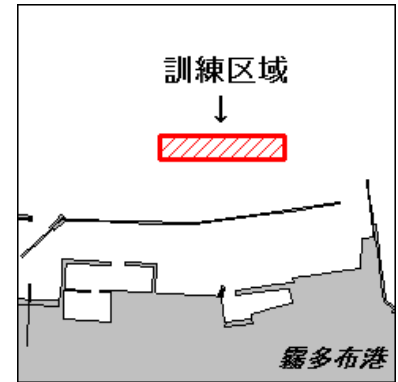
備 考 立方体型魚礁(高さ 3.3m)234基を2段組で設置(高さ 6.5m)

海 図 W36

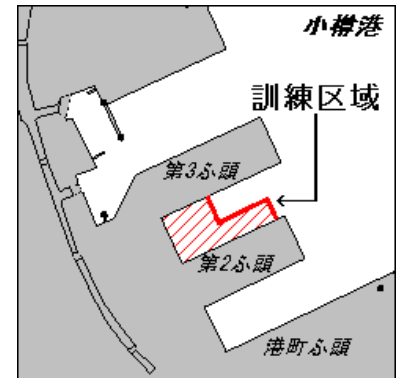
出 所 釧路海上保安部



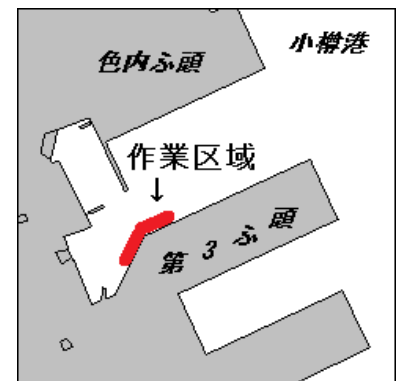
2年518項 北海道南岸 — 霧多布港 小型船舶操縦訓練  
 下記区域で、小型船舶操縦訓練が実施される。  
 期 間 令和2年10月21日～10月28日 0800～1600  
 区 域 下記経緯度線により囲まれる区域  
 (1) 43-05-10N (3) 145-07-38E  
 (2) 43-05-08N (4) 145-07-53E  
 備 考 区域内に浮標3基設置  
 海 図 W25(分図「霧多布港」)  
 出 所 釧路海上保安部



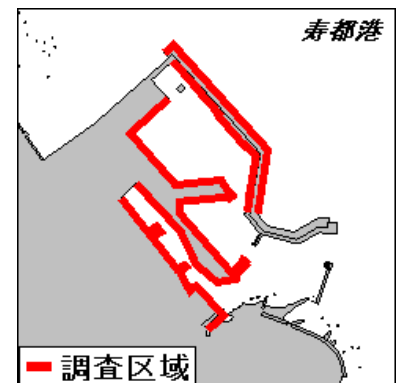
2年519項 北海道西岸 — 小樽港、第1区 潜水訓練  
 図に示す区域で、潜水訓練が実施される。  
 期 間 令和2年10月2日 0900～1600  
 備 考 訓練中、国際信号旗「A」旗及び「UY」旗掲揚  
 警戒船配備  
 海 図 W5-JP5  
 出 所 小樽港長



2年520項 北海道西岸 — 小樽港、第1区 岸壁等改修工事  
 図に示す区域で、起重機船及び潜水士による岸壁改修工事が実施される。  
 期 間 令和2年10月15日～令和3年3月26日 日出～日没  
 備 考 潜水作業中、国際信号旗「A」旗掲揚  
 作業区域は旗竿付浮標で標示  
 海 図 W5-JP5  
 出 所 小樽港長



2年521項 北海道西岸 — 寿都港 潜水調査  
 図に示す区域で、作業船及び潜水士による潜水調査が実施される。  
 期 間 令和2年10月1日～12月25日 日出～日没  
 備 考 潜水作業中、国際信号旗「A」旗掲揚  
 海 図 W22(分図「寿都港」)  
 出 所 小樽海上保安部



2年522項 北海道周辺 — 船舶気象通報一時業務休止(中止)

一管区水路通報2年36号507項削除

下記船舶気象通報のうち、襟裳岬灯台で観測した気象通報(波高)提供の一時休止は中止となった。

1 第一管区海上保安本部沿岸域情報提供システム(電話、インターネット・ホームページ)

2 小樽船舶通航信号所(AISによる気象通報)

期 間 令和2年9月25日0900~1600のうち3時間程度

参照書誌 411 0120番、8101.1番

2年523項 北海道周辺 — 船舶気象通報一時業務休止

下記船舶気象通報のうち、釧路埼灯台で観測した気象通報(風向、風速)の提供が一時休止される。

1 第一管区海上保安本部沿岸域情報提供システム(インターネット・ホームページ)

2 小樽船舶通航信号所(AISによる気象通報)

期 間 令和2年10月9日(予備日10月10日)0900~1600

参照書誌 411 0137番、8101.1番

出 所 第一管区海上保安本部交通部

2年524項 北太平洋北西部 — 水路測量

下記区域で、研究船「かいめい(5,747t)」による水路測量が実施される。

期 間 令和2年10月4日~20日

区 域 下記9地点により囲まれる区域

(1) 42-45N 144-20E

(2) 42-00N 146-00E

(3) 40-20N 147-10E

(4) 38-00N 147-20E

(5) 38-00N 142-20E

(6) 41-20N 142-20E

(7) 41-20N 143-00E

(8) 42-20N 143-40E

(9) 42-40N 144-00E

備 考 測量中、白紅白の燕尾旗掲揚

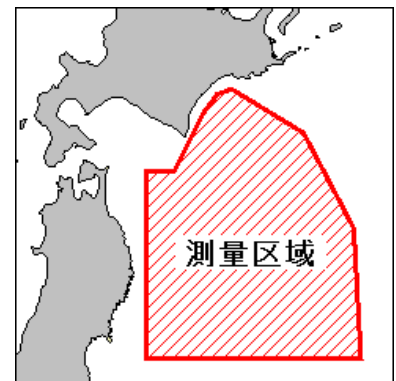
測量中、ストリーマケーブル(長さ6,000m)をえい航

ストリーマケーブル末端に夜間点灯する白色灯付ブイ(1分16せん、レーダー反射器付)設置

ストリーマケーブルえい航時は、警戒船を最大3隻配備

海 図 W1070

出 所 海上保安庁海洋情報部



2年525項 北太平洋北西部 — 海洋調査

下記区域で、研究船「新青丸(1,635t)」による海洋調査が実施される。

期 間 令和2年10月8日~17日

区 域 下記6地点を結ぶ線で囲まれる区域

(1) 43-03N 145-56E

(2) 41-29N 146-41E

(3) 40-26N 145-00E

(4) 39-00N 145-00E

(5) 39-00N 143-00E

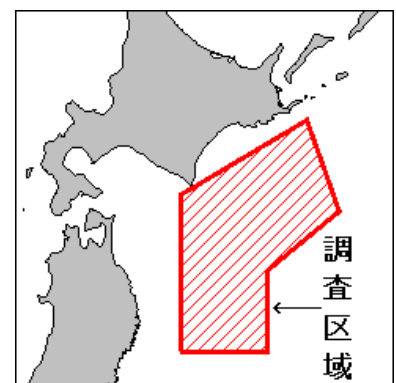
(6) 41-46N 143-00E

備 考 停船して観測機器の垂下、設置及び回収を行う

自律型海洋観測装置の投入及び回収を行う

海 図 W1070

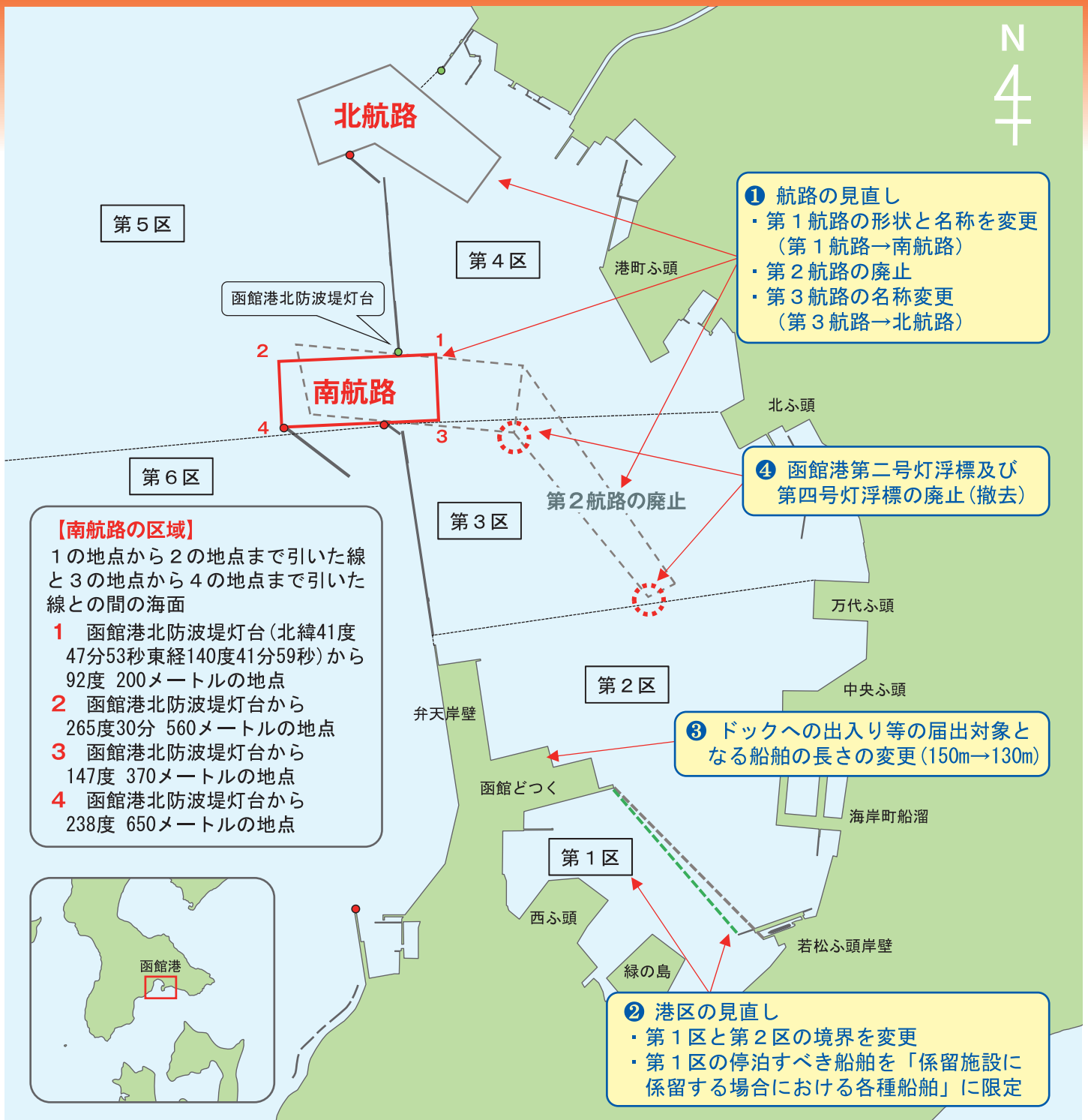
出 所 海洋研究開発機構



# お知らせ

## 函館港における大型客船の受入拡大に向けた岸壁整備及び航路体系の見直しに伴い、令和2年9月26日から航路等を変更します。

- ① 航路の見直し
- ② 港区の見直し
- ③ ドックへの出入り等の届出対象となる船舶の長さの変更(150m→130m)
- ④ 函館港第二号灯浮標及び第四号灯浮標の廃止(撤去)
- ⑤ 進路を表示する信号の見直し(裏面記載)



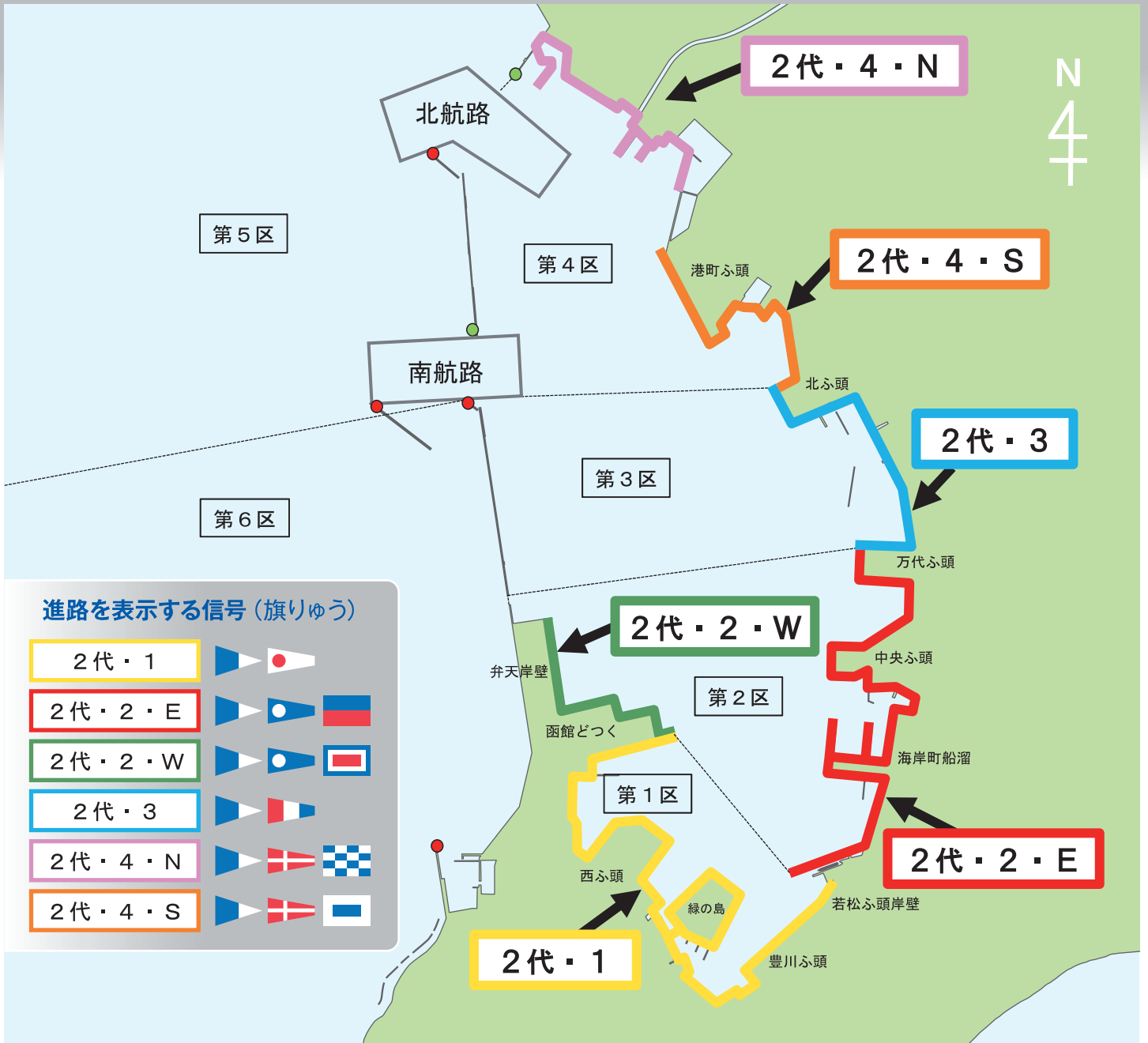
問い合わせ先

函館海上保安部交通課

TEL 0138-42-5658



## ⑤ 函館港における進路を表示する信号の見直し



進路	AIS表示記号	旗りゆう信号
第1区の係留施設に向かって航行する。	1	2代・1
第2区の万代ふ頭正面岸壁から若松ふ頭岸壁に至る間の係留施設に向かって航行する。	2 E	2代・2・E
第2区の弁天A岸壁から函館どつく第4岸壁に至る間の係留施設に向かって航行する。	2 W	2代・2・W
第3区の係留施設に向かって航行する。	3	2代・3
第4区のコスモ石油栈橋ドルフィンから港町けい船くいに至る間の係留施設に向かって航行する。	4 N	2代・4・N
第4区の港町ふ頭から北ふ頭に至る間の係留施設に向かって航行する。	4 S	2代・4・S